

関空一周ヨットレース

帆走指示書

Ver.0.10(2015.4.15)

<関空一周ヨットレース>

1. 規則

- 1-1 本レガッタには、「セーリング競技規則（RRS）」に定義された規則を適用する。
- 1-2 X-35 ワンデザインクラスに関しては「国際X-35ワンデザインクラス日本国内規定」を適用し、許可されている範囲においてX-35クラスルールの制限が解除される。
- 1-3 レース公示と当帆走指示書に矛盾が生じた場合は、帆走指示書を優先する。
- 1-4 「IRC」クラスについては、以下も適用する。
 - 1-4-1 IRC Rule 2015(但し、以下を変更する)
証書記載のクルーナンバーによる乗員制限をしない(22.4の変更)。
PART Dは適用しない。
 - 1-4-2 JSAF 外洋特別規定(JSAF-OSR)2014-2015 附則 J カテゴリー5を適用する。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、レース本部(大阪ベイ淡輪ヨットクラブハウス 1F)に設置された公式掲示板に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日の出艇申告受付開始前に掲示される。

4. 陸上で発する信号

- 4-1 陸上で発する信号は、出艇申告受付開始から抗議締切時刻の間、レース本部前のポールに掲揚される。
- 4-2 AP 旗が音響 2 声と共に掲揚された時は(降下の時は音響 1 声)、「レースは延期された。予告信号は AP 旗の降下後 30 分以後に発せられる」ことを意味する。これはレース信号、AP 旗を変更している。

5. 日程

<受付/出艇申告等>

| | | |
|---------|-------------|---|
| 5月3日(日) | 14:00-16:00 | 受付/出艇申告(レース本部 大阪ベイ淡輪ヨットクラブハウス 2F) *ただし、プラクティスレース参加艇は、5月3日08:30-09:30とする。 |
| | 16:00-16:30 | 艇長会議(淡輪ヨットハウス 1F 会議室) |
| | 17:00- | ウエルカムパーティー(大阪府立青少年海洋センター特設会場) |
| 5月4日(月) | 07:00-07:30 | 当日受付/出艇申告(ただし、当日受付艇のみ) |

<レース>

| | | |
|---------|-----------|-------------|
| 5月4日(月) | 08:00 | 予告信号 |
| | 16:00 | タイムリミット |
| | 17:00(予定) | 表彰式(レース終了後) |

6. クラスの識別

- 6-1 クラスを識別するため、艇はリボンをバック・ステイに、ゼッケンをマストより前方、両舷ライフラインにとりつけなければならない。

| クラス | リボン |
|-----|-------|
| A | 赤色リボン |
| B | 青色リボン |
| C | 緑色リボン |

- 6-2 リボンおよびゼッケンは受付時に主催団体より支給される。

7. クラス旗

クラス旗は次の通りとする。

| クラス | クラス旗 |
|-----|---------|
| A | 白地に赤字 A |
| B | 白地に青字 B |
| C | 白地に緑字 C |

8. レースエリア

レースエリアは、大阪湾南部の淡輪ヨットハーバーおよび関西国際空港を囲む水域とする。

9. コース

9-1 第1レース・第2レース

淡輪ヨットハーバー沖をスタートし、マーク1、関空橋ゲート、マーク2ゲート、マーク3、マーク4を通過し、淡輪ヨットハーバー沖にフィニッシュする。

第1レースのフィニッシュラインはマーク2ゲートとする。

第2レースは引き続き行われスタートラインと同じ地点にフィニッシュする。

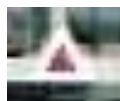
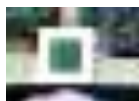
9-2 付属文書 A「関空一周ヨットレースコース図」は、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを示す。概ねのコースの距離は20マイルである。

9-3 各マークの位置

- ① スタート・マーク（淡輪ヨットハーバー沖 約2マイル）
- ② マーク1 34° 24.520N, 135° 16.700E（りんくうシークル、田尻町沖 0.5マイル）
- ③ 関空橋ゲート（帆走指示書 9-4）
- ④ マーク2ゲート 34° 25.978N, 135° 17.442E（関空橋東 0.5マイル）
- ⑤ マーク3 34° 28.119N, 135° 14.701E（関空島北端 0.5マイル）
- ⑥ マーク4 34° 25.634N, 135° 11.053E（関空島西端 0.5マイル）
- ⑦ フィニッシュ・マーク（淡輪ヨットハーバー沖 約2マイル）
- ⑧ 各位置は概位であり、位置の不正確さは艇による救済要求の根拠にはならない。これは規則 60.1(b)を変更している。

9-4 関空橋ゲート

- ① コース上の通過すべきゲートは、船舶通航路として指定された3つのゲート（海面からの高さ25m 横幅130m）の内、『マーク1からコースの方向に見て右側の1ゲートのみ』である。
- ② 他のゲートを通過した場合は、ゲートの通過とはみなさない。
- ③ 該当ゲートの橋梁標識には『中央部に中央標（赤丸2本線）およびけた下25M、右端に右側端標（赤色三角形）、左端に左側端標（緑色四角形）』の表示がある。橋脚下部に衝突防禦ネットがある。



- ④ 付属文書 B「関空橋ゲート」は、通過ゲートの写真である。
- ⑤ 関空橋の橋脚の高さは同一ではない。他のゲートを通過した場合に起きる物的損傷または個人の傷害もしくは死亡に対する責任に対し、主催団体はその責任を否認する。

9-5 マーク2ゲート

ポートの端となるマーク2とスターボードの端となるオレンジ旗を掲揚した運営艇の間を艇は通過しなければならない。

9-6 航行禁止区域

関空島周囲の A,B,C,D,E,F 点を結ぶ線の内側は航行禁止区域である。艇はこの区域を帆走してはならない。各点の位置は付属文書 A「関空一周ヨットレースコース図」に示す。

関空島から各点までのおおよその距離は500mである。

10.マーク

- 10-1 スタート・マークは、レース委員会信号艇と赤色の円筒形(膨張式)ブイ及び黄色の円筒形ブイである。
10-2 マーク1、マーク2、マーク3 およびマーク4 は黄色の円筒形(膨張式または固型式)ブイである
10-3 フィニッシュ・マークは、レース委員会信号艇と赤色の円筒形(膨張式)ブイである。

11.スタート

11-1 レースは、規則 26 に従ってスタートする。

| 信号 | 旗と音響 | スタート信号までの時間 |
|------|---------------|-------------|
| 予告 | クラス旗・音響 1 声 | 5 分 |
| 準備 | P 旗・音響 1 声 | 4 分 |
| 1分 | 準備旗降下・長音 1 声 | 1 分 |
| スタート | クラス旗降下・音響 1 声 | 0 分 |

11-2 スタート・ラインは、スターボードの端にある赤色のスタートマークと、中間にあるレース委員会信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートにある黄色のスタートマークを結ぶラインとする。



- 11-3 スタート信号の 30 分以降にスタートする艇は、スタートしなかった(DNS)と記録される。これは付則 A4 を変更している。
11-4 スタート信号時に、艇が規則 29.1(個別リコール)に従わなければならない場合、レース委員会は音響信号一声と共にX旗を掲揚し、VHFチャンネル 72 で、その艇のセール番号またはゼッケン番号を送信するように努める。
送信できなかつたり、計時が正確でなかったとしても、救済要求の根拠にならない。この項は規則 62.1(a)を変更している

12.スタート後のコースの短縮

コースの短縮はしない。

13.コースの次のレグの変更

原則としてコースの次のレグの変更は行わない。

止むを得ず行う場合は、回航マークにおいて、反復音響と共に C 旗を掲揚し、次のマークへのおおよそのコンパス方位および距離を掲示する。新しいマークは黄色の円筒型ブイである。

14.フィニッシュ

- 14-1 第 1 レースのフィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるレース委員会の運営艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端の黄色のマーク2の間とする。
14-2 第 2 レースのフィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるレース委員会の信号艇のオレンジ旗を掲揚したポールと、ポートの端の赤色のフィニッシュマークの間とする。

15. 一時的なエンジンの使用

規則 42.3(h)を次の通り変更し、適用する。

- 15-1 艇は、次の条件で、そのレースで著しく有利にならない場合には、エンジンまたは他の方法で推進することができる。
- ①コース上の障害物(関空橋、灯標、灯浮標等)または船舶との衝突を緊急に防止しなければならない場合
 - ②強風または無風、または強潮を含む極端な天候から避難しなければならない場合
- 15-2 艇がエンジンを使用した場合、使用開始時刻および停止時刻(または稼動時間)、および使用マイル数を記録した申告を、レース終了後 60 分以内にレース本部に提出しなければならない。
15-3 申告に基づき、プロテスト委員会は適当と判断される値の「タイムペナルティー」を課すことがある。

16.タイムリミット

タイムリミットは 16:00 とする。当該時刻までにフィニッシュしない艇はフィニッシュしなかった(DNF)と記録される。これは規則 35 および A4 を変更している。

17.ペナルティー

17-1 RRS 第 2 章に関わる規則違反については、規則 44.2「2 回転ペナルティー」を適用する。

17-2 RRS 第 2 章以外の規則違反については、プロテスト委員会は失格または適当と判断される値の「タイムペナルティー」を課することができる。

17-3 リコールに関わる規則違反については、OCS に代わる罰則として、所要時間に 5%を加算する「タイムペナルティー」を適用する。これらは規則 64 を変更している。

18.抗議

18-1 抗議は、レース本部で入手し得る書式に記入の上、レース終了後 60 分以内にレース本部に提出しなければならない。

18-2 抗議締切時刻は、公式掲示板に掲示される。

18-3 抗議の通告は、審問の場所および時刻、抗議の当事者、または証人として指名された者を競技者に知らせるため、抗議締切時刻後 30 分以内に掲示する。

18-4 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の公示を規則 61.1(b)にもとづき伝えるために掲示する。

18-5 帆走指示書 6「クラスの識別」および 20「安全規定」の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは規則 60.1(a)を変更している。これらの違反に対するペナルティーは、プロテスト委員会が決めた場合は、失格より軽減することができる。

19.順位および時間修正システム、得点、大会の成立

〈A・B・C クラス〉

19-1 各艇の所要時間に T.C.F を乗じた修正時間(秒単位)により順位を決定する(修正時間=T.C.F×所要時間)。

19-2 同一修正時間の場合は、T.C.F.値の低い艇を上位とする。

〈IRC クラス〉

19-3 各艇の所要時間に TCC を乗じた修正時間(秒単位)により順位を決定する(修正時間=TCC×所要時間)。

19-4 同一修正時間の場合は、TCC 値の小さい艇を上位とする。

〈共通〉

19-5 得点方法 RRS付則Aの低得点方式を適用する。

成立したすべてのレースをカウントする。この項は RRS 付則 A2 を変更している。

19-6 シリーズ得点でタイがある場合は、最後のレースの得点で順位を付ける。この項は RRS 付則 A8 を変更している。

19-7 大会は 1 レースをもって大会の成立とする。

20.安全規定

20-1 出艇申告

帆走指示書 5「日程」の指示時間内にレース本部に備え付けの所定用紙に艇長が署名しなければならない。

20-2 帰着申告

艇長は、レース終了後 60 分以内に「ゼッケン」を返却し、レース本部に備え付けの所定用紙に艇長が署名しなければならない。

20-3 個人用浮揚用具

レースのためハーバーエリアから出港後、レース終了後ハーバーエリアに帰港する間、個人用浮揚用具(ライフジャケット)を着用しなければならない。これは第 4 章前文を変更している。個人用浮揚用具はすべての着衣の上に装着すること。レース委員会またはプロテスト委員会がこれに違反している艇を目撃した場合、警告を発する場合がある。

21.リタイア

レースからリタイアした艇は、できるだけ早くレース委員会に伝えなければならない。

22.無線の使用

艇は、レース中 VHF72ch での無線送信をしてはならない。

それ以外のいかなる通信形態・情報も制限しない。これは、規則 41 の「外部の援助」に該当しないこととする。

23.運営艇

23-1 運営艇は OFFICIAL 旗を掲揚する。

23-2 PROTEST 旗、PRESS 旗を掲揚している艇も運営艇である。

24.賞

24-1 A・B・C 各クラスおよび IRC クラスの第 1 位から第 3 位の艇に賞を授与する。

24-2 第 2 レースのファーストホーム艇に賞を授与する。ただし、第 2 レースが不成立の場合は、第 1 レースのファーストホーム艇に賞を授与する。

24-3 その他賞を授与する。(海外旅行券他の抽選を行う)

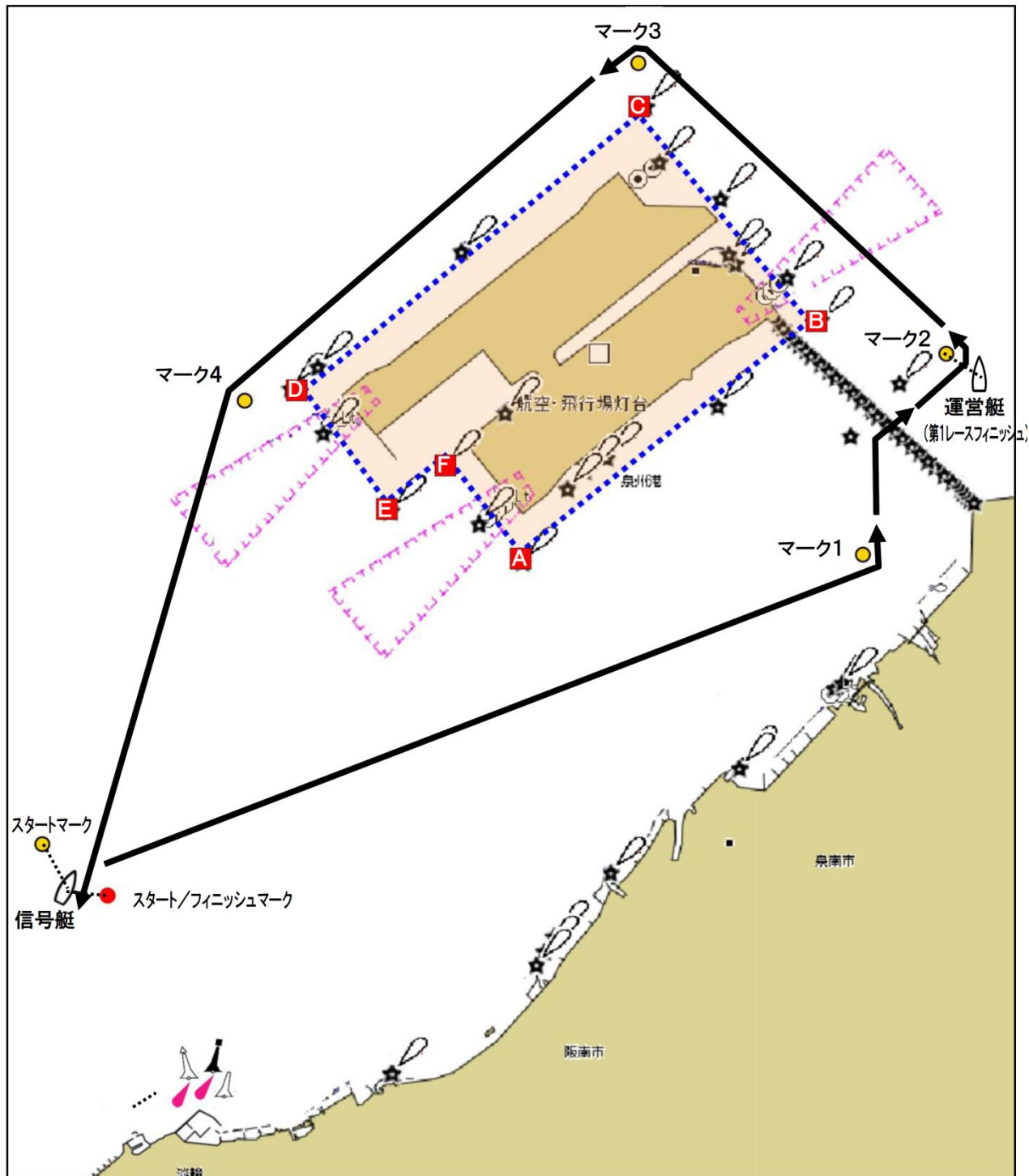
25.責任の否認

競技者は、完全に自己のリスクでレガッタに参加している。規則 4「レースをすることの決定」参照。レガッタ主催団体は、レガッタに関連した、あるいはレガッタ期間中およびその前後に受けた、物的損傷または個人の傷害もしくは死亡に対する責任を否認する。

26.レース本部・緊急連絡先

クラブハウス 2F TEL 072-494-0559

付属文書A 「関空一周ヨットレース コース図」



各マークの位置(概位)

| | | |
|-----------------|---------------------|--------------|
| スタート/ フィニッシュ | (淡輪ヨットハーバー沖北 約2マイル) | |
| マーク1 | 34° 24.520N | 135° 16.700E |
| " 2 | 34° 25.978N | 135° 17.442E |
| " 3 | 34° 28.119N | 135° 14.701E |
| " 4 | 34° 25.643N | 135° 11.053E |

航行禁止区域の位置

| | | |
|----------|-------------|--------------|
| A | 34° 24.470N | 135° 13.665E |
| B | 34° 26.222N | 135° 16.277E |
| C | 34° 27.810N | 135° 14.728E |
| D | 34° 25.725N | 135° 11.622E |
| E | 34° 24.832N | 135° 12.495E |
| F | 34° 25.162N | 135° 12.988E |

付属文書 B 「関空橋ゲート」



マーク1からコースの方向に見たゲートの写真
(写真 1) 遠景



(写真 2) 通過ゲート全体



(写真 3) ゲート上部

赤色円に赤タテ線 2 本の標識
「けた下 25M」の標識



(写真 4・5)
右端に赤色三角形マーク
左端に緑色四角形マーク
橋脚下部に衝突防禦ネット

